

平成31年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成31年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成31年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	菫澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	議事参与の制限
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
	○	7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		和田純恵	
○		松井正人	
○		穴沢優子	

平成31年度 第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成31年4月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 34 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>9 番 森山 行雄 委員</u> <u>10 番 森山 武郎 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願に ついて
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画 変更申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 30 分

平成31年度第1回魚沼市農業委員会総会議事録

平成31年度第1回魚沼市農業委員会総会は、平成31年4月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（和田事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届けのあった方、7番中澤正規委員の1名です。出席者数18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成31年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時34分）

上村会長
（挨拶）

会務報告

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（和田事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）

それでは、続きまして部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特別ありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会も特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

4月9日に地区部会がありました。あとで事務局から話があると思うんですけども、継続になっておりました*****の件等について話し合いをしました。以上です。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

別にありません。

広報部会副会長（葦澤芳子委員）

4月12日に16時から広報部会を開いて、農業委員会だよりNo.28号の編集会議を行いました。この28号は5月25日に全戸配付の予定になっております。以上です。

議長（上村会長）

それでは報告事項、それぞれ報告があったということですが、内容等々につきまして質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号9番森山行雄委員及び議席番号10番森山武郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について

議長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は7件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで事務局の説明がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は15件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市内の方です。今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告のとおりといたします。

農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井係長）

議案書7ページをご覧ください。

日程第3報告第3号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について、1件の申し出がありました。これは平成*年*月*日開催の平成*年度第*回農業委員会総会、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてで可決されたものでありますが、県に進達する前に取り下げの申し出がありました。

整理番号1	願出人	*****		
	申請地	*****	田ほか2筆	合計 1,180 m ²
	転用目的	*****		
	取下げ理由	*****		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問等ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

特にないようですので、報告第3号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について、申請の取り下げということで報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転贈与2件、交換2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件、合計8件です。

整理番号1 申請地 ***** 畑ほか1筆 合計 1,614 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、親から子へ経営移譲するためです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田 1,602 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は以前から申請地を耕作しており、いずれ贈与を受ける約束をしていた農地です。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

次の整理番号3番と4番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号3 申請地 ***** 田 252 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 交換

整理番号4 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 533 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 交換

申請の理由は、経営の効率化を図るためです。譲渡人、譲受人共に申請地を交換することにより、隣接地が同じ所有者になり、耕作の効率化が図れることから話がまとまり、申請があったものです。お互いに大型機械を所有又は共同利用しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

次の整理番号5番及び6番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号5 申請地 **** * 田 1,472 m²
貸付人 **** *
借受人 **** *
権利種別 賃借権設定 **** /10 アール

整理番号6 申請地 **** * 田ほか13筆 合計8,895 m²
貸付人 **** *
借受人 **** *
権利種別 使用賃借権設定 5年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作できないため、**** *との賃借契約のため、申請があったものです。申請地には水稻又はソバ等を作付けする予定です。なお、**** *への貸付ということで、**** *への貸付となりますので、解除条件付の賃借契約となっております。

次の整理番号7番及び8番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号7 申請地 **** * 田ほか2筆 合計695 m²
貸付人 **** *
借受人 **** *
権利種別 使用賃借権設定 5年間

整理番号8 申請地 **** * 田ほか1筆 合計618 m²
貸付人 **** *
借受人 **** *
権利種別 使用賃借権設定 5年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は以前より借受人が耕作しており、5年間の使用賃借権の満了により、再設定のため申請があったものです。借受人は経験年数も十分ありますので、大型機械は所有していませんが、機械借上等により今後も効率よく耕作することが見込めると考えます。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、関係者に対する事情聴取及び現地視察から、事務局の説明のとおり特に補足事項はありません。

富永虎良委員

整理番号2番ですが、この場所は国道***号沿いの*****に入っていく信号の少し手前のところの田んぼで、ここはずっと前から*****がよくやっていたなという感じがしてございます。特に問題はございません。

議長（上村会長）

整理番号3番、4番につきましては事務局の説明のとおりでございます。

小西正春委員

整理番号5番については、*****ということで、この辺一帯を*****が耕作していますので、なんら問題はないと思います。

また、整理番号7番、8番については、兄弟の中でのやりとりでございますし、中山間地の狭い田んぼでございますので、今までアスパラ等植えていた関係上、そのまま耕作をしていくと思います。

渡邊弘義委員

整理番号6番ですが、先日やっとな雪が消えまして、4月21日に現地調査と自宅訪問をしまして確認をとりました。間違いはないと思います。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、贈与に関する整理番号1番並びに2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、交換に関する整理番号3番、4番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権に関する整理番号5番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に関する整理番号6番、7番、8番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から8番まで、申請どおり許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について、今月は1件の申請となっております。なお、整理番号1につきましては、議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員はご退席をいただきます。これに伴い整理番号1の地区担当委員は富永虎良委員をお願いいたします。

（櫻井信夫委員退室）

整理番号1	当初計画者	*****
	承継者	*****

	申請地	***** 田 220㎡
	当初計画目的	一般住宅建築用敷地
	変更事由	家族の介護等の理由により住宅の建築が出来なくなったため

申請地は平成*年*月*日付け小農地第***号で一般住宅建築用敷地を目的に転用許可を得ましたが、家族の介護等の理由により住宅の建築が出来なくなりました。この度、*****が一般住宅建築用敷地として利用する旨の事業計画の申請があったものです。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

富永虎良委員

整理番号1番ですが、今事務局のほうの説明がありました。全くそのとおりでございますので、特に問題ないと思います。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の承認についての整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、許可相当といたしまして、県に進達することといたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（松井係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、今月の申請は5件です。なお、整理番号2は議事参与の制限がございますので、最後とさせていただきます。

整理番号1 申請地 ***** 田ほか2筆 合計 317.13㎡
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅1棟2階建て
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 水道管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設が存するため

申請地は*****地内の農地です。譲受人は現在、公営住宅に住んでおりますが、新たに土地を購入し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 ***** 畑 259㎡
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 カーポート1棟、駐車場
転用目的 カーポート建築用敷地及び駐車場用敷地
判断理由 水道管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存するため

申請地は*****地内の農地です。家族が増え、現在の駐車スペースでは手狭になったため、適地を探していたところ譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。

整理番号4 申請地 ***** 田ほか3筆 合計 361㎡
農地区分 農用地区域

権利種別 賃借権設定 ＊＊＊＊＊＊円
貸付人 ＊＊＊＊＊＊
借受人 ＊＊＊＊＊＊
申請概要 ＊＊＊＊＊＊工事に伴う残土仮置場
転用目的 残土仮置場用敷地
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、ほかの土地では代替がないため

申請地は＊＊＊＊＊地内の農地です。＊＊＊＊＊工事に伴い生ずる残土の仮置場として使用するものです。

整理番号5 申請地 ＊＊＊＊＊＊ 畑 104 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊＊円
譲渡人 ＊＊＊＊＊＊
譲受人 ＊＊＊＊＊＊
申請概要 一般住宅1棟2階建て
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため

申請地は＊＊＊＊＊地内の農地です。譲受人は現在、両親と同居しておりますが、新たに土地を購入し、住宅を新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

それでは、議案第3号につきまして事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、この件につきましては、申請代理人の＊＊＊＊＊から連絡を受けまして、現地確認しましたが、地目は田になってはいますが、現在休耕状態です。ほかは事務局の説明どおり、特に補足事項はありません。

佐藤廣治委員

整理番号3番ですが、譲渡人の父親が長年住んでおった自宅の脇にある畑なんですけども、父親が亡くなりまして、住宅が斜め後ろにある隣接する譲受人が、若手夫婦に子供ができて結婚した関係があって、その宅地を全部買うことに伴って、隣にあった畑も合わせて買収するというお話です。現地に＊＊日に立ち合いをしまして、内容をお聞きしたところでございます。使用は車置き場として、宅地と一体的に使いたいということでございます。問題ないと思われまます。

桑原正文委員

整理番号4番ですが、＊月＊日に＊＊＊さんが来られて一応お話を伺いまして、翌日現地を確認させてもらいました。ご存知のように＊＊＊＊＊の残土置場ですが、その後また＊＊＊さんの担当の方がいらして、また同じ説明を受けました。ただ、用水路の水を若干使わせてほしいという話をしたんですけど、これについては地元の方と農家組合さんの了解と許可を取ってくださいという話にしておきました。

小幡悦男委員

整理番号5番ですが、親子で今同居しているんですが、結婚を控え、新居をつくりたいということで、話を伺いました。まち場に出ないで地域に残ってくれて嬉しいなと思っております。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決を行います。採決は番号順に行います。まず整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは異議なしと認め、整理番号1番・3番・4番・5番については、許可相当と認め、県に進達することといたします。

続いて、整理番号2番について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井係長）

それでは、整理番号2番でございます。議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員はご退席をお願いいたします。これに伴いまして、整理番号2の地区担当委員は富永虎良委員をお願いいたします。

（櫻井委員退室）

整理番号2	申請地	*****	田	220 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	申請地の周辺は宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設又は公共施設などが連担することが見込まれる地区であるため		

申請地は先ほどの議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請でご説明した土地です。譲受人は現在、アパートに住んでおりますが、新たに土地を購入し、住宅を新築するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

それでは、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

富永虎良委員

整理番号2番ですが、今事務局の説明がありましたとおりです。特に問題はないかと思えます。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、整理番号2番につきまして、申請どおり許可相当といたしまして、県に進達することといたします。

（櫻井委員着席）

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（松井係長）

議案書の17ページをご覧ください。

日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、3件の依頼がありました。

整理番号1 申請人 *****
申請地 ***** 田 1,405 m²
変更理由 事務所、倉庫及び駐車場用地として使用するため

整理番号2 申請人 南魚沼市六日町960 南魚沼地域振興局
農林振興部長
申請地 ***** 田ほか2筆 合計2,646 m²
変更理由 公共事業に伴う保安林指定用地とするため

整理番号3 申請人 *****
申請地 ***** 田 223 m²の内4 m²
変更理由 携帯電話用無線設備設置用地として使用するため

以上の3件につきましては、今ほどご説明しました変更理由によりまして、農用地区域から除外することについて、意見を求められたものでございます。内容等から計画変更に同意できるものと考えております。説明については、以上です。

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、ただいま事務局の説明のとおり補足事項はありません。

松田敏彦委員

整理番号2番ですが、この地区についても、特に問題はないと思います。

小西正春委員

整理番号3番ですが、前にも資材置場というような形で出た地区でございます。何ら問題ないと思います。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号1番から3番まで、変更意見のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書19ページをご覧ください。

日程第4議案第5号農用地利用集積計画の意見決定について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権設定	件数	40件
	筆数	144筆
	面積	116,166.00㎡

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

次に所有権移転ですが、今月は贈与1件、売買2件です。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	437㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転	贈与		
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田	989㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		
整理番号3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか12筆	
		合計9,445㎡		
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして農業経営基盤強化法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の意見決定については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（穴沢副参事）

- ・2018年4月に配布した紫色のノートと活動記録簿の回収について

議長（上村会長）

以上、本日提案の報告並びに議案、それぞれの事項につきましては、全て終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は14時30分）

上記会議の内容は、平成31年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
